

# 河川付近の土地での建築等には 河川法許可申請が必要です

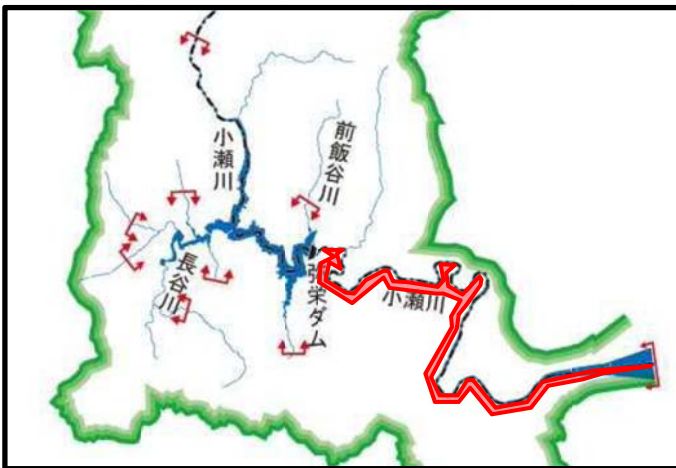
○太田川及び小瀬川の一部では、河岸又は堤防などの河川管理施設を保全するために、河川区域に隣接する区域について、河川法に基づいて、河川保全区域が指定されています（河川法第54条第1項）。

太田川河川事務所が指定した管理区間における河川保全区域

- ・ 太田川水系太田川の広島市安佐南区八木町付近
- ・ 小瀬川水系小瀬川の山口県側（玖珂郡和木町、岩国市）で河川区域から民有地側 20m の範囲

太田川の河川保全区域（赤囲い付近）→

↓ 小瀬川の河川保全区域（赤囲い付近）



○詳しい河川保全区域は、問合せ先までお問い合わせください。

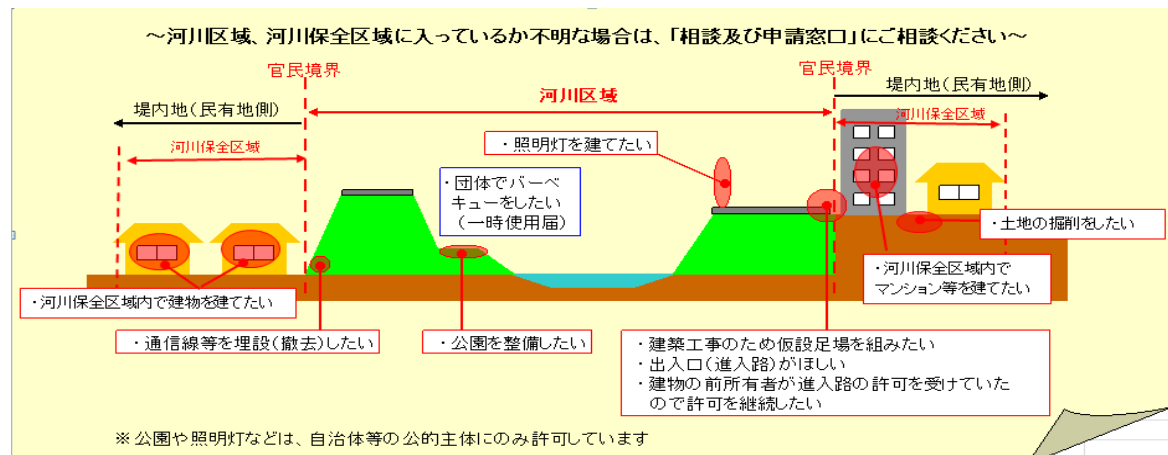
○河川保全区域内では、土地の掘さくや盛土など、土地の形状を変更する行為や建物など工作物の新築又は改築する場合には、河川管理者に許可を受ける必要があります（河川法第55条第1項）。

○そのため、河川付近の土地で、土地の掘さくや建築などの行為を検討される場合には、

- ・ 行為の場所が、河川保全区域内であるかどうか
- ・ 行為は、河川法許可が必要かどうか

など、問合せ先まで、まずはご相談ください。

## 河川法に基づく許可申請や届出が必要となる場合（例）



### ○河川法（昭和39年法律第167号）（抜粋）

#### （河川保全区域）

**第五十四条** 河川管理者は、河岸又は河川管理施設（樹林帯を除く。第三項において同じ。）を保全するため必要があると認めるときは、河川区域（第五十八条の二第一項の規定により指定したものを除く。第三項において同じ。）に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

#### 第2項、第3項及び第4項 （略）

#### （河川保全区域における行為の制限）

**第五十五条** 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

#### 第2項 （略）

### ○問い合わせ先

#### 国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所

##### ・占用調整課

住所：広島市中区八丁堀3-20  
電話：082-222-9247（直通）

##### ・可部出張所（太田川の河川保全区域について）

住所：広島市安佐南北区可部2丁目22-7  
電話：082-812-2216

##### ・小瀬川出張所（小瀬川の河川保全区域について）

住所：岩国市小瀬字沖原282-6  
電話：0827-52-2245